

西京区選挙管理委員会告示第49号

昭和51年10月4日付け西京区選挙管理委員会告示第5号（公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区について）の一部を次のように改めます。

平成18年2月24日

西京区選挙管理委員会

委員長 菊池潤治

第1投票区の項中「嵐山宮ノ前町の一部（第2投票区の区域を除く。）」を「嵐山宮ノ前町」に改めます。

第2投票区の項中「上桂今井町の一部（104番地, 128番地, 183～193番地),」を削り, 「松尾東ノ口町の一部（第4投票区の区域を除く。）」を「松尾東ノ口町」に改め, 「嵐山宮ノ前町の一部（117番地, 118番地, 132～143番地）」を削ります。

第4投票区の項中「上桂今井町の一部（第2投票区の区域を除く。）」を「上桂今井町」に改め, 「松尾東ノ口町の一部（73番地, 77～84番地, 102～109番地）」を削ります。

第6投票区の項中「上桂東ノ口町の一部（五条通以南の区域）」を「上桂東ノ口町」に改めます。

(西京区選挙管理委員会事務局)